

2022年3月21日、米国証券取引委員会（SEC）は、上場企業に対して年次報告書等において気候関連情報の開示を求める規則案（意見募集期限：2022年5月20日）を公表した^{※1}。その後、SECは、意見募集期限を2022年6月17日まで延長することを公表した^{※2}。今回の規則案のポイントとして、以下の点が挙げられる。

- 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言をベースとした内容
- 定性的情報における気候関連リスクの開示義務化
 - ・ 「ガバナンス」、「戦略、ビジネスモデル、見通し」及び「リスク管理」に関する情報の開示
 - ・ ただし、シナリオ分析、移行計画及び内部炭素価格は、設定している場合のみ開示
- 温室効果ガス（GHG）排出量の開示義務化
 - ・ 直接排出量（スコープ1）及び間接排出量（スコープ2）の開示
 - ・ なお、バリューチェーンにおける排出量（スコープ3）は、重要性がある場合、又はスコープ3を含むGHG排出量の削減目標を設定している場合には開示。小規模報告会社は免除
- 財務諸表の注記における気候関連の財務指標の開示義務化
 - ・ 気候関連の災害やトランジション活動等に関する「財務的影響」、「支出」及び「財務的な見積り・仮定」の開示
- 一定の要件を満たす企業に対して、スコープ1及びスコープ2の開示に対する保証（attestation）義務化
- 開示は2023年会計年度から、保証は2024年会計年度から段階的に導入

本稿では、本規則案の内容を紹介する。

※1 <https://www.sec.gov/news/press-release/2022-46>

※2 <https://www.sec.gov/news/press-release/2022-82>

1

背景

米国では、年次報告書の開示について、Regulation S-X で財務情報開示を規定し、Regulation S-K で財務情報以外の定性的な情報開示を規定しているが、その中に気候変動を含むサステナビリティ開示に特化した規則は定められていない。SECは、気候関連情報開示の補助的な指針として「気候変動関連開示に係るガイダンス」(Commission Guidance Regarding Disclosure Related to Climate Change)^{※3}を2010年に公表し、企業が検討すべき気候変動のトピックを示したが、サステナビリティ関連情報を開示するかどうかは、各企業の重要性の判断によるという位置付けである。

その後、投資意思決定におけるサステナビリティ関連情報の重要性が増してきたことを背景に、SECがサステナビリティ関連の条項をRegulation S-K に含める提案を行ったこともあったが^{※4}、意見を集約できず規則の改正には至らなかった。

しかし、2021年1月にバイデン政権が誕生したことにより、風向きが変わった。気候変動に関する取組を推進するバイデン政権の下で、SECは、2021年3月に気候とESGに関するタスクフォースを設置することを公表し^{※5}、同月、気候変動関連の開示ルールの改訂に関するパブリックコメントの受付も開始した^{※6}。

こうした動きを経て、2022年3月に気候関連情報の開示を求める規則案が公表された。

2

規則案の概要

規則案では、TCFD提言の内容をベースに、(1)財務情報以外の定性的情報における気候関連情報の開示(Regulation S-K の修正)と(2)財務諸表の注記における気候関連の財務指標の開示(Regulation S-X の修正)を提案している。適用対象は、SEC登録企業であり、すなわち米国企業のみならず、米国市場に上場する外国会社も含まれる。

※3 <https://www.sec.gov/rules/interp/2010/33-9106.pdf>

※4 SECは、2016年にESG開示も含む開示要件改正のパブリックコメントを募集するコンセプトリリースを公表している。

<https://www.sec.gov/rules/concept/2016/33-10064.pdf>

※5 https://www.sec.gov/news/press-release/2021-42?utm_medium=email&utm_source=govdelivery

※6 <https://www.sec.gov/news/public-statement/lee-climate-change-disclosures>

(1) 気候関連のリスクやGHG排出量等の気候関連情報の開示

まず、規則案は、Regulation S-K を修正し、財務情報以外の定性的情報の中で気候関連情報を開示することを提案する。ここでは、気候関連リスク^{※7}に関連して、①ガバナンス、②戦略・ビジネスモデル・見通し、③リスク管理の情報を開示することに加え、④GHG排出量も気候関連リスク評価に役立つ要素として開示を求める。また、⑤目標やゴールを設定している場合には、その内容も開示が求められる。開示内容の概要は図表 1 に示すとおりである。なお、規則案では、気候関連リスクに関する開示を要求する一方で、気候関連の機会に関する開示は要求せず、許容するにとどめている。

こうした気候関連情報は、登録届出書及び年次報告書において、「気候関連情報」という新しい項目を設けて記載することが求められる。情報は、MD&Aなどの別のセクションの内容を参照することも認められる。

図表 1 定性的情報に記載する気候関連開示項目の概要(Regulation S-K の修正内容)

<p>①ガバナンス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 取締役会による気候関連リスクの監督状況(気候関連リスクの監督責任を負う特定の取締役又は取締役会の委員会の名称、専門知識を有する取締役の有無及び内容、議論のプロセス等) ● 気候関連リスクの評価と管理に関するマネジメント層の役割(気候関連リスク評価、管理の責任を負う管理職又は委員会の有無及び名称・専門知識の性質、モニタリングプロセス等)
<p>②戦略・ビジネスモデル・見通し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 短期・中期・長期に顕在化し、企業に重大な影響を及ぼす可能性が高い気候関連リスク(短期・中期・長期の時間軸の定義も含む。) ● 気候関連リスクが戦略、ビジネスモデル、見通しに与える実際/潜在的な影響 ● 気候関連リスクの影響に関する企業の戦略、財務計画、資金分配における考慮の有無及び考慮の方法(カーボンオフセット又はRECs(再生可能エネルギークレジット/証書)を使用する場合、その使用が戦略に果たす役割) ● 気候関連リスクが連結財務諸表に与える実際/潜在的な影響の発生可能性の程度及び影響の内容 ● (内部炭素価格を設定している場合)内部炭素価格や金額設定根拠 ● 気候関連リスクの潜在的な変化に対する事業戦略のレジリエンス シナリオ分析等の気候関連リスクの影響評価に使用する分析ツールの内容 (シナリオ分析による評価を実施している場合)検討したシナリオ及び予測される主な財務的影響
<p>③リスク管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 気候関連リスクを特定、評価、管理するためのプロセス ● 上記プロセスの全体的なリスク管理プロセスへの統合の有無及びその方法 ● (気候関連リスク管理戦略の一部に移行計画を採用している場合)移行計画の内容
<p>④GHG排出量</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● スコープ1及びスコープ2の排出量及び原単位 ● スコープ3の排出量及び原単位(重要性がある場合、又はスコープ3を含むGHG排出量の削減目標を設定している場合。小規模報告会社は免除) ※排出量は総量及び構成GHG排出量の内訳、カーボンオフセットを含まない量を開示 ● 排出量計算の方法や関連情報(バウンダリーや計算方法、仮定等)
<p>⑤目標とゴール</p>	<p>(GHG排出量削減等の気候関連の目標またはゴールを設定している場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 目標に含まれる活動範囲、測定単位、時間軸、ベースライン、中間目標、達成方法 ● 目標に向けて進捗していることを示す関連データ ● (カーボンオフセット又はRECsを使用する場合) その使用による排出削減量

(出所) proposed 17 CFR Part 229.1500~1507を基に筆者作成

※7 気候関連リスクとは、企業の連結財務諸表、事業活動及びバリューチェーン全体に対する気候関連の状態や事象が実際又は潜在的に与える負の影響のことをいい、物理的リスク(急性リスクと慢性リスクを含む。)と移行リスクが含まれる(proposed 17 CFR Part 229.1500(c))。

気候関連情報については、将来予測を多く含む性質であることや、バリューチェーン全体での正確なデータ収集システムがまだ確立していないことから、開示における訴訟リスクを懸念する声があがっていた。そこで、規則案では、スコープ3の開示に関するセーフハーバーを設け、スコープ3に関する内容は、合理的な根拠なく誠実に開示しなかったことが証明されない限り、詐欺的文書 (fraudulent statement) とみなさないこととしている (proposed 17 CFR Part 229.1504(f))。また、その他の気候関連情報についても、シナリオ分析、移行計画及び内部炭素価格等の将来情報は、民事証券訴訟改革法 (PSLRA) が定めるセーフハーバー規則の適用対象となると述べられている^{※8}。

(2) 財務諸表の注記における気候関連の財務指標の開示

さらに、規則案では、Regulation S-X に新たな条項を加え、財務諸表の注記に気候関連財務指標及び関連情報を追加することも提案している。開示内容の概要は図表2に示すとおりである。当該気候関連財務指標は、財務情報の一部として監査対象となるとともに、内部統制報告制度の対象にもなる。

図表2 財務諸表の注記に記載する気候関連財務指標の概要 (Regulation S-X の修正内容)

開示内容	開示方法	開示の閾値
①異常気象及びその他の自然条件の財務的影響	マイナスの影響とプラスの影響を別々に、少なくとも勘定科目ごとに開示	勘定科目に対する影響の絶対値の合計が、当該会計年度の勘定科目総計の1%以上の場合
②トランジション活動に関連する財務的影響	同上	同上
③異常気象及びその他の自然条件の災害リスク軽減に関する支出	支出総額と資産計上された費用総額は別々に開示	支出総額又は資産計上された費用総額が、当該会計年度における支出総額又は資産計上された費用総額の1%以上の場合
④トランジション活動に関連する支出	・同上 ・(GHG排出削減目標等の気候関連のコミットメントを開示する場合) 当該会計年度に目標等の達成に関連する費用があれば開示	同上
⑤異常気象及びその他の自然条件に影響を受ける財務的な見積り・仮定	影響の有無及び影響の内容の開示	—
⑥トランジション活動に影響を受ける財務的な見積り・仮定	同上	—
⑦特定された気候関連リスク及び気候関連の機会についても、上記①～⑥の内容に従い開示		

(出所) proposed 17 CFR Part 210.14-01、14-02を基に筆者作成

※8 規則案70-71ページ参照

(3) GHG排出量のスコープ1及びスコープ2の開示に対する保証の段階的な導入

規則案では、大規模早期提出会社 (large accelerated filer) ^{※9}及び早期提出会社 (accelerated filer) ^{※10}の場合は、少なくともスコープ1及びスコープ2の開示に対して保証を受けることを段階的に求めている。スコープ1及びスコープ2の開示翌年度から限定的保証を、さらに2年後から合理的保証を求めるというスケジュールである (図表3参照)。

当該保証は、独立した認証サービスプロバイダー (independent attestation service provider) が提供する。独立した認証サービスプロバイダーは、(1) GHG排出量の測定、分析、報告及び保証に関する十分な能力を持つ専門家で、(2) 保証対象企業に対して独立性を備えるという2つの要件を満たす必要がある。

※9 大規模早期提出会社は、会計年度末において、以下の全ての要件を満たす会社をいう (17 CFR 240.12b-2)。

- ① 関連会社以外が保有する議決権付株式及び無議決権株式の世界規模の時価総額が、直近第2四半期の最終営業日において7億ドル以上
- ② 12か月以上、証券取引所法第13条(a)又は第15条(d)の適用対象
- ③ 証券取引所法第13条(a)又は第15条(d)に基づく年次報告書を1回以上提出
- ④ 小規模報告会社の特例の適用対象外

※10 早期提出会社は、脚注9の大規模早期提出会社の定義のうち、①のみ以下の内容となるが、②～④は同じである (17 CFR 240.12b-2)。関連会社以外が保有する議決権付株式及び無議決権株式の世界規模の時価総額が、直近第2四半期の最終営業日において75百万ドル以上7億ドル未満

(4) 今後のスケジュール

本提案は、意見募集の結果を踏まえ最終化され、2023年会計年度から順次適用が開始される予定である(図表3)。

図表3 スコープ1及びスコープ2の開示及び保証の適用開始スケジュール^{※11}

	スコープ3以外 の開示	スコープ3 の開示	スコープ1・スコープ2 の限定的保証	スコープ1・スコープ2 の合理的保証
大規模早期提出会社	2023会計年度	2024会計年度	2024会計年度	2026会計年度
早期提出会社	2024会計年度	2025会計年度	2025会計年度	2027会計年度
非早期提出会社	2024会計年度	2025会計年度	—	—
小規模報告会社	2025会計年度	—	—	—

(出所)SEC(2022)Fact Sheet: Enhancement and Standardization of Climate-Related Disclosures 3ページを基に筆者作成

※11 小規模報告会社は、投資会社、資産担保証券発行者、または小規模報告会社でない親会社に過半数所有されている子会社ではない会社で、以下のいずれかの要件を満たす会社をいう(17 CFR 229.10(f)(1))。

- ① 浮動株時価総額が250百万ドル未満
- ② 年間収益が1億ドル未満であり、(i)浮動株がない、または(ii)浮動株時価総額が7億ドル未満

(執筆者)

日本公認会計士協会 研究員
公認会計士 鶴野 智子



日本公認会計士協会

業務本部 企業情報開示グループ

102-8264 東京都千代田区九段南4-4-1

☎ TEL:03-3515-1138 ☎ FAX:03-3515-1167

<https://jicpa.or.jp>